

学校再編計画の検討に係る条件整理について

学校再編計画に係る本郷小学校と(仮称)本郷地区新小学校の通学区域については、第1回から第3回までの学校再編検討委員会での議論及び住民説明会等に寄せられたご意見，更には直近の人口推移と関連校の状況を考慮し，下記のことに重点を置いて結論を導き出す方針となりました。

- ①子供たちのことを思い，子供たちのことを第一に考えて通学区域を検討する。
- ②適正規模に係る小規模校の回避（学年2学級以上の確保）については，直近の人口推移や関連校の状況を考慮し，実穀小学校との統合も含めて検討する。
- ③通学路の配慮や，これまでに地域社会が形成されてきた経緯・住民感情を踏まえ，都市計画道路『荒川沖・寺子線』で区分することを基本に検討する。
- ④適正規模に係る大規模校（学年5学級以上6学級未満）は，教育環境として考えれば望ましくない状況であるが，③の考え方によりこの状況が発生する場合は，教室の転用等でこれに対応することもやむなしとする。
- ⑤適正規模に係る過大規模校（学年6学級以上）は，教室不足に対応することが困難であり，文部科学省でも『その教育上・学校運営上の課題を懸念し，速やかに解消を図る必要がある』としているため，将来に渡っても過大規模校となることのないよう検討する必要がある。
- ⑥以上のことについて，特に③の『地域社会が形成されてきた経緯・住民感情』や⑤の『過大規模校の回避』に配慮するため，教育委員会に対して，指定校変更制度や学校選択制度等の就学許可基準について柔軟な見直しと対応を要望する。

行政区内で通学区域が分かれることについて①

学校は地域コミュニティの形成についても重要な役割を担っているため、本来であれば行政区単位での通学区域を設定することが望ましいと考えられます。

しかしながら現時点では、一部の行政区内で通学区域を分けざるを得ない状況となっております。このことについて、想定される課題とその対応の一例を示します。

①災害時の避難所について

→災害時の避難所は、どこに居住しているかに関わらず、その時点で一番近い避難所に避難することになっています。よって、本郷小学校、新小学校、本郷ふれあいセンターなど、災害発生時点で一番近い避難所に避難してください。その後、避難が中長期化した場合の避難所運営については、各行政区長と相談のうえ決定する方針です。

児童が学校にいる時間に災害が起こった場合は、学校が避難所となりますので、保護者に引き渡しができるまで、学校の先生が責任を持って児童を保護します。保護者と児童が異なる避難所に避難した場合は、防災無線等により避難所間の連携をとりながら互いの安全を確認し、全児童を安全に引き渡しできるように対応します。

各避難所には備蓄倉庫を備えてありますので、例えば、保護者が勤務先等の遠方で被災された場合で、引き渡しに時間がかかってしまう状況においても避難所で安全に保護します。

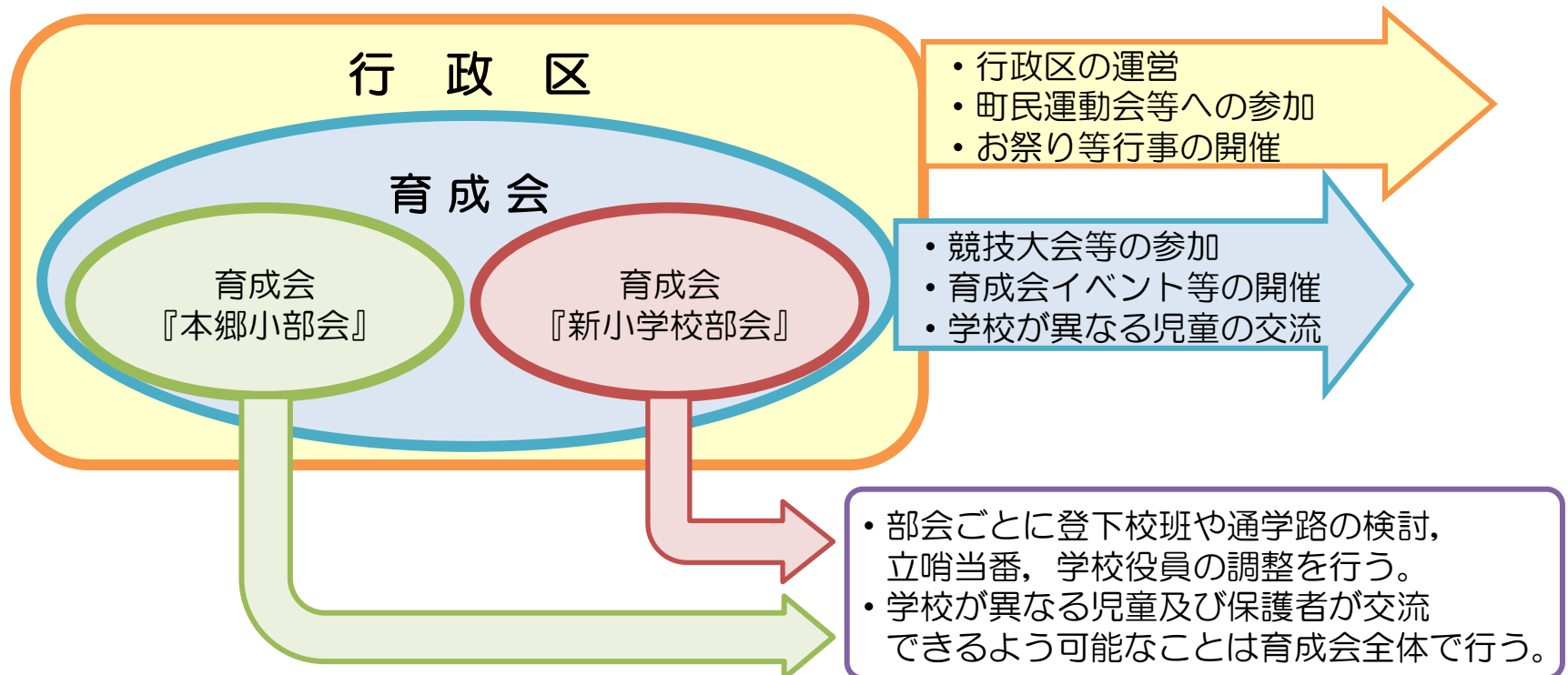
行政区内で通学区域が分かれることについて②

②育成会の運営や学校の役員、立哨当番等について

→一つの例として、育成会の中で『本郷小部会・新小中学校部会』といった班分けをしていただくという方法が考えられます。登下校班や立哨当番、各学校の役員は学校単位で対応していただく必要がありますが、地域コミュニティの観点から行政区内のイベントや町民運動会等については、引き続き行政区単位で行っていくという考えです。

また、場合によっては隣接する行政区と一体的に協力して育成会の運営を行うことも方法の一つとして考えられます。

※町内の他の学校区では、複数の行政区で育成会を運営しているところが実際にあります。



行政区内で通学区域が分かれることについて③

前述のように、行政区及び育成会を運営していくうえで、様々な課題が生じると考えられます。また、行政区を分断しない通学区域となる地区においても、今後の少子高齢化社会に適応し、潤いのある人生を歩んでいくために、地域コミュニティのあり方を考えていかなければなりません。

このことについては、学校再編計画での検討に留まらず、住民と行政が一体となって取り組んでいく必要があります。行政としましても、町長部局・教育委員会が連携し、地域の皆様との協働によって地域コミュニティを形成してまいりたいと考えています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

